令和２年４月１７日

私立保育園・認定こども園保護者　様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部

保育・幼児教育課長

就園管理課長

緊急事態宣言発令に伴う登園自粛について

この度、新型コロナウイルス感染拡大に対応する緊急事態宣言が岡山県に発令されました。

　これを受けまして、岡山市では保育園・認定こども園において、令和２年４月１８日（土）から令和２年５月６日（水）までの間、感染拡大防止と保育機能の維持のため、保護者の方に登園の自粛を要請させていただくことになりました。

保護者の皆様におかれましては、一日も早く新型コロナウイルス感染症の拡大を収束させるためにも、ご家庭での保育が可能な場合は、できる限り登園の自粛にご理解とご協力をお願いいたします。

やむを得ずご家庭での保育が困難な方につきましては、現在ご利用されている園に必ず申し出てください。各園で保育を行います。

　つきましては、下記のように対応をお願いいたします。

記

１　引き続き、お子様の健康観察をお願いします。

２　感染症予防の観点から不要不急の外出は控えましょう。

３　登園自粛に伴う３号児の保育料については、後日登園しなかった日数（１日以上）

　　に応じて、日割りで還付します。

４　副食費につきましては1か月に６日以上欠食の場合は、市から保護者に半額還付しま

す。３月と同じですが、連続でなくても６日以上であれば還付します。

※ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 登園自粛について | お子さまが通っている園  保育・幼児教育課（０８６－８０３－１２２８） |
| 副食費について | 保育・幼児教育課（０８６－８０３－１２２８) |
| 保育料について | 就園管理課（０８６－８０３－１４３２） |